

第212回 内水面漁場管理委員会

1 日時 平成25年2月19日(火) 午後1時30分から

2 長野県職員センター 1階会議室

3 出席者

○漁場管理委員 10名

漁業者代表：三枝守、近藤政雄、藤森寛治

採捕者代表：名取清、小澤哲、田中経人

学識経験者：沖野外輝夫、桐生透、竹原文子、片野修

○事務局

北原書記長他3名

4 会議事項

(1) コイの持ち出し禁止指示について

(2) 増殖指示量の変更について

(3) 漁業権免許の内容等について

ア 漁業権の制限又は条件

イ 漁業権免許の内容等の事前決定(原案)

(4) その他

会長挨拶 議事に入る。

沖野会長 最初は議事録署名委員の指名ですが、本日は藤森委員、片野委員にお願いします。よろしくお願ひします。それでは議事に入ります。最初の議事、コイの持ち出し禁止指示について、毎年更新していますが、今年も3月31日で指示の期限が切れます。それについて事務局の方から説明をお願いします。

事務局 (資料1により説明)

沖野会長 はい、どうもありがとうございました。今、昨年からの状況を報告いただきましたが、これについてご質問・ご意見があればお願いします。はい、どうぞ。

近藤委員 今話されたとおりで、おおよそ承知しているんですけども、ニシキゴイは

輸出しているんですよね。現在ね。ヘルペスがあるということでの輸出はしていませんですね。ヘルペスがないということで輸出しているんですよね。国内向けと外国向けと違うんですよね。外国向けにはニシキゴイのヘルペスはありませんよということを前提にして輸出し、国内用では養殖魚のニシキゴイはヘルペスは発生しているんですよということですね。もう一つは河川におけるヘルペスの発生は皆無というように聞いているんですけども、正しいでしょうかね。

沖野会長 はい、では2点について事務局お答え願います。

事務局 まず、国外向けのニシキゴイの輸出についてなんですけれども、輸出につきましては、養殖業者が輸出リストというものがあまして、そこに登録しなければ輸出ができないようなシステムになっています。その登録に当たっては、養殖場で年2回以上、2年間以上のコイヘルペスウィルスと、あとSVCとって、コイの春ウィルスという病気がありまして、その二つを検査してクリアされれば、リストに登載されて、その養殖場からは海外へ輸出しても良いという流れになっています。国内でKHVが発生していたとしても、養殖場でクリーンなコイを生産していれば、検査をして、(陰性が)確認されていけば、輸出できるという状況になっています。国内の方のニシキゴイの取引については、今のところ、そういう厳しい決まりはないのですけれども、ニシキゴイ業界とすれば、コイヘルペスウィルスはない方がよいという考えですので、そのリストに登録するしないいずれにしても、コイヘルペスウィルスがないものを基本的には流通させているという相対の取引でやっているという状況です。河川については、一度コイヘルペスが日本に入ってきて発生して、その当初は各地の河川・湖沼で発生しました。けれども、平成22年に今まで発生した河川・湖沼でのコイの検査をやったところ、過去に発生した河川・湖沼に生息するコイについては、コイヘルペスウィルスの抗体を既に持っているということがわかりました。ですので、過去に発生した河川・湖沼では大量死は起きないというような状況になっております。

近藤委員 そういう状況に現在あるんですよね。もうすでに抗体を持っているんだらうと、つまり天然に河川・湖沼にいるコイは抗体を持っているので、それが全国にどこの河川にもいるんで、もうすでにKHVに強いコイだけ残っているんですよ、ということが言えるんじゃないかと。となるとこれは、そういうコイしか天然にいないよとなれば、KHVを持っているから捕ってはいけないよということがナンセンスになっているんじゃないかなと。というふうに言えるんじゃないか。指示が出されていない茨城・千葉は、霞ヶ浦ですよ。もともとあそこでも、霞ヶ浦から大量にスタートとしたと言っただけでもないけれども、大騒ぎになったところが既に指示を出していない状況になっています。こんなことがあるので、もう一度長野県としても再検討したらどうな

んでしょうかと思えますけどね。いかがでしょう。

事務局 先ほど近藤委員さんがおっしゃった件の中で、KHVがまん延しているという話があったと思うんですけれども、先ほどの資料、塗りつぶしのものを見ていただければわかると思うんですけれども、まだ、例えば、大町ですね、木崎湖であるとか、青木湖であるとか、そういったところでは発生していません。また茅野市はもう塗って（発生）はあるんですけれども、白樺湖であるとか、あそこにはコイが結構いるんですけれども、まだそこでも発生は確認されていません。ですので、やはり、KHVが県内にまん延しているとして、指示を出さなければ、別のところから、例えば千曲川とか、既発生水域で釣ったコイを木崎湖へ持って行ってしまふ、白樺湖へ持って行ってしまふ、そういうことがあるかもしれないものですから、今のところは委員会指示を継続させた方がよいのではないかという考えです。

沖野会長 近藤さん、いかがですか。

近藤委員 なんとなく実情と合わないという気はしています。全内（全国内水面漁業協同組合連合会）の方でも検討はしているようです。もう一つ、農水省、水産庁も検討しているようです。もうぼつぼつ根っこの部分の考え方変えた方がいいんじゃないかという議論を巻き起こしていく必要あるんじゃないかという点では、県も水産庁からの指示だけではなくて、方向転換したらどうでしょうかねというような働きかけもあってもいいんじゃないか。県としてもそういう方向へ議論を深めていく必要あるんじゃないか、という提案などもしていいんじゃないかなと私は思うんですけどね。ここでの方針はやむを得ないと思っていますけどね。

沖野会長 昨年からいろいろ調べてもらったり、再検討する必要があるかどうか検討もしていただいています。専門的には片野さんいかがですか。

片野委員 長野の場合、持ち出しのみ禁止しているのですが、捕ってすぐ殺して出荷する分にはいいわけですよ。実際にスーパーに出ていますものね。漁協の皆さんが一番懸念されているのは、放流ができないということですか。

近藤委員 そうです。コイという漁業ができないのです。

片野委員 放流は禁止されていないですね、長野では。実際はできないということになっているけれども、そこが解除できればいいわけですよ。県の方は放流用の種苗があった場合に検査する体制ってあるのですか。つまり、これは病気を持っていないので

放流しても大丈夫だということを簡単に検査できるんですか。

事務局 確実に(KHV)を持っていないかということは担保はできないのですが、通常よく行われるPCR遺伝子検査で、一つの群れの中からランダムに捕って60匹検査して、それで遺伝子が検出されなければ持ってないだろうという形には、一つの基準にはなるかと思いますが、100%ではないという報告が出ております。

片野委員 ある程度できるという話だから、あと問題なのは、病気にかかっていない、あるいは抗体のないものを、もう既にそこにいるコイはみんな抗体を持っているわけだから、そこへ離れたときどうなるのか、それでまたみんな病気になってしまうでは困る。飼っているのに比べて病気の濃さというか、ウィルス数が少ないならば、その離れたコイも抗体を持って死なないでやっていければ、それでいいですよ。それに関わる研究が必要です。私の立場からはそうですが、それを県がやってくれるかどうかは知りませんが。

近藤委員 極論を言ったら、抗体を持っているところと持っていないところとありますよ。でも、抗体を持てば確実に生き延びるんです。現段階ではね。そうすると、すべてのエリアで抗体を持てば、確実に生き延びていくわけです。逆説的にはそういうことになります。そうすれば、今まで(発生が)ないところも一時的には妙な現象が起きるかもしれないけれども、抗体を持てば、コイはちゃんと繁殖しますということであるならば、逆に抗体持った方がよくなってしまいうということも成り立つわけですね。それ食べたって人間には害がないという話ですからね。

片野委員 今、県で発生している5件くらいの例は、そのコイはもう死んでいたんですか。ちょっと様子が変わったというだけなんですか。

事務局 詳しい資料を持ち合わせてなくて申し訳ありませんが、死んでいるコイもありますし、様子が変わったということで持って行って検査して生きているコイもあるはずですよ。

片野委員 そうすると、死ぬ可能性もあるんですよ。それについては何らかの研究っていうか、他県の例でもいいのですが、それがないとちょっと難しいのかなという気がしますけれども。

藤森委員 霞ヶ浦は、もう放流も持ち出しについても制限しないということでやっていますよね。霞ヶ浦の人たちと話をする、ヘルペスに強いコイを作り上げたんだと、そ

ういうことを言っているわけですよ。抗体もそうだけれども、どうもね、霞ヶ浦のコイを持ち出す分には全然問題ないよという話を向こうはしているんですよ。そういうところの研究機関と調整していただいて、そういうものだったら、持ち出ししていいよとあるいは長野県内でも持って行っていいよというような話になれば、今度はその投入ができるというようになるんですよ。その辺のところは県としては調整していただくということ是可以するんですか。

事務局 そういう種苗ができて全然問題ないということになれば、多分、国の方にもこれはいいよというお話が来ると思うのですけれども、今のところそういうお話は私どもの方聞いておりませんので、よくわからないんですけれども。この病気を扱っている農林水産省消費安全局の関東甲信越の中部ブロックでも、放流について何らかの方針を示すよう国に要望していますが、なかなかよい回答が得られません。

藤森委員 茨城と千葉と岡山と沖縄については何ら(コイの放流や移動に関して)指示を出していないということは、茨城からどんどん出てくる可能性あるよね。そういったものの規制だとか、処置というものは為されているのですか。話を聞くと、どんどん持って行っていいですよ、問題ないですよというような話もしているんですよ。その辺も茨城県の水産試験場はあると思うんで、そちらの方と調整して、もし研究データだとか、そういったものがあって、そういうことを受けて、長野県は茨城県から持ってきていいよというような判断をしていただければね。各河川へ放流できるわけじゃないですか。

近藤委員 ややこしい問題になってしまうから、ここで一元的にどうこう言えないんですけどね。全国の話聞いていても、水産庁の話聞いていても、(問題は)ニシキゴイなんです。ニシキゴイが発生するので、それが川へ入って様々な問題が出てしまうので、川でKHVが発生してどうのこうのってのあまり例がない。全国的にもね。問題はニシキゴイ。ニシキゴイも国内向けと国外向けと別になるような話になっていまして、ニシキゴイ業者の方がヘルペスの関係でどうしてもまだ規制が必要です。そういった方向もあるので、これに対する対応がなかなかできないというようなニュアンスも聞いています。なんか変でしてね。そこのところ一整理してもらえませんかと思うんですけどね。どうも納得できない。もうやっぱりぼつぼつ10年経つのでね。ですから、もうこのへんで、抗体を持つなら持つで構わない。茨城・千葉のようにもう大っぴらに動いてくよということが間違いないわけでありましてね。いつまでも尻抜け状態を続けていながら、一方では規制し、一方ではもうフリーになっていることを続けるのかということですよ。私達、かつては河川で随分放流もし、コイ漁もやったわけなんですけど。この10年間にコイを釣る人がほとんどいなくなってしまう

て、非常に残念だと思っております。

沖野会長 今のご意見にもあるので、来年度どうするかということは別として、他県のことなども調べてもう少し前向きに捉えて対策ができればいいかなと思います。とりあえずは3月31日でこれが切れますので、もう一年間、一年間毎に切っていますので改正はしやすいと思いますが、今回は現行のままの文章、これで来年の3月31日まで延長をお認めいただければと思いますがいかがでしょうか。

三枝委員 只今の現行の(指示を)もう一年延長してはどうだと、その現行の中でここに「コイを採捕したものは公共水面から生きたまま持ち出してはいけない。」というだけで、放流はしてはいけないとは一つも書いてないんですね。他の都道府県の状況を見ると、長野県は持ち出し禁止のみをしているだけ。そうすると、放流はしてもいいというふうに解釈してもいいということですか。ただしその場合には、去年もそうだったんですが、その種苗については関係機関の検査をしてから放流をなさいという指示があったけれども、そのとおりにやれば放流をしてもいいというふうに解釈をしてもいいということで、そういうことでいいわけですか。

事務局 昨年のこの会議でも説明があったとおり、そのとおりです。放流の自粛は部長通知として出しております。

三枝委員 はい、そうすると、それまでに検査を受けていれば放流をしてもいいよと。

事務局 検査を受けて、水産試験場と相談して、大量死が起きないという形であれば放流してもよいと、そういうことです。

三枝委員 コイの遊漁もいいわけですよ。ただ生きたまま持ち出してはいけないという規制だけで、はい、わかりました。

沖野会長 文章の内容はあえて変えることはないように思うのですが、今日いただいたご意見も付け加えて、一年延長という協議結果にしたいと思うのですが、その辺はいいですね。では是非今日の意見を議事録が残りますので、付け加えた上で、現行の平成25年3月31日の期限を平成26年3月31日までということで1年間延長すると。

三枝委員 委員長、もう一ついいですか。関連ですが、もし仮にこういう状況の中で放流を自粛したという場合には、増殖指示量がございますね。その場合にも一応こういう形の中で自粛をして指示量を達成できないとそういう理由だけで、指示量の達成の件

についてはクリアできると、そういう解釈でいいわけですか。

事務局 はい、水産庁もそのとおり通知しており問題がないです。

事務局 先ほど意見を付け加えてとおっしゃいましたが、指示の文章はこれでよろしいでしょうか。

沖野会長 文章はこれで日にちのところを変えてください。ただ、今日いろいろご意見いただいていますので、議事録にも残しますので、何らかの形でご意見を残していただければ。

近藤委員 いろいろ言いましたが、要はもう持ち出し禁止じゃなくて、自由にコイ漁、放流はいいんですからね、放流はいいんだけれども水から上げちゃいけないよ、殺して持って行かなきゃだめだよということです。コイ漁やる人は川のコイを食べる人も結構いるわけですよ。だから、生きたまま持っていくことが出来ないのだったらコイを食べることができない。ほとんどマゴイの場合には泥臭くて食べられませんので、だから生きたまま持って行って真水で何等かの処理をしてから料理をするというのが普通の川のマゴイのやり方ですので、それができないとなるとコイ漁そのものに行くところがなくなってくるわけなんです。そういうことで、コイの放流はしてもコイ漁そのものは出来ない。だから放流も自粛せざるを得ないということになってくるわけですね。だからコイ漁が何の規制もなくできるよという方向へ早く持って行ってほしいということです。

沖野会長 今のご希望も含め、記録に残しておいていただいて、なるべく早くに、解禁ではないですが、延長をしなくて済むようになればいいですね。旅館に行ってもコイの洗いが出てくるのがだんだんなくなってきていますので、是非検討していただきたいです。それでは再度お話ししますが、日付を26年3月31日までに変えて、一年間延長ということでご承認いただいたということでよろしいでしょうか。この件についてはご承認いただいたということで、どうも有難うございました。

沖野会長 続いて2番目の増殖指示量の変更について、資料2ですね。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 (資料2に基づいて説明)

沖野会長 今の犀川殖産漁協からのアユの増殖指示量について、アユを減らしてニジマス

を増やすことについて、何かご意見ありますでしょうか。

沖野会長 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

近藤委員 やむを得ないと思っています。犀川殖産の持っている最下流は（アユ釣りにとって）あまりいい条件ではなくなってきましたからね。犀川殖産さんが考えている一番いいところだけ残すと。やむを得ないですね。

沖野会長 やむを得ないだろうとのご意見ですが、もしご意見・ご異論がなければ、本件については漁協の希望通り、アユを減らしてニジマスを増やすことを承認したいと思います。よろしいですかね。それでは承認していただいたということで、本件につきましては希望のとおり承認して指示をしてアユを減らすようにします。どうもありがとうございました。

沖野会長 次は3番目、漁業権免許の内容等について、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局 （資料3の1～3ページについて説明）

沖野会長 漁業権の制限又は条件についてということで、資料は1ページ目から3ページ目です。これは前回ご説明いただいているわけですが、漁業法には罰則規定もあるということで、(1)(2)(3)(4)の(3)と(4)は指導でできると、これは除いて(1)(2)を残していく。(2)については諏訪湖の浄化計画については30面が上限になっています。何かご意見。はい、どうぞ。

近藤委員 (3)(4)がなくなるということで有難いですが、(1)の、この文章そのものは問題ないんですが、「治水等河川工事の施行に支障を及ぼさないこと」これはもうそのとおりなんですけど、内容等について各漁協、業者、県、建設事務所、この辺のところがきちんと対応されているのかと思っているんですけども、内容どうなんですかね。多少、いろんな話が聞こえてくるんです。

沖野会長 何かそういう文章になっているものがありますか。支障のあるもの。

近藤委員 具体的に内容がわからないものですから、トラブルの原因になっている。どこまでが支障でどこまでが支障じゃないのか、というところがですね。その辺のところで具体的な指針なり何かがあるんでしょうか。統一した指針など一切ないんじゃない

いのかと思っていますけど。

沖野会長 河川管理者と協議することはどうなのでしょう。

事務局 そういう文章はないと思います。この間河川課の人と話をした中では、やはり、漁協さんとちょっとトラブルになるケースがたまにあるということでした。河川課の担当者は、「建設事務所には年度を通してその一年間の工事予定を公けにして、各漁協さんにお話をするようにと、そういう文書は出している。建設事務所の方でもちゃんとやっていると思う。」とそういう話を聞いたことがあります。

沖野会長 工事の規模とか内容でケース・バイ・ケースというのもありますね。

事務局 いろいろあると思います。緊急にやらなければならない場合はどうなるかわからないですけれども、一応年度当初に必ず話をする、そういうようにしろと河川課は文書を出していると伺っています。

近藤委員 今のお話のように、建設事務所、国交省もあると思うんですが、年度当初に工事説明、たまたま一年の年度当初に全ての工事の説明というのはなかなか難しい。予算の関係もありますので。だから、工事が発生した段階で個々に説明に来る。当然工法などについても説明があるわけですがけれども、そこらへんのところで、行政側の説明があって次に工事同意書が漁協から出される形になるんですけどね。問題は、お話のように建設事務所なり国交省なり、つまり、工事を発注する側からの工事内容の説明はほとんど今でもされていない。されているところもあるかもしれないけど、ほとんどされていない。やりましょうという話なんだけれども、お忙しいのかもしれないけれども、ほとんどされていないのが現状ですよ。それで、すべて工事業者が来て、受注しましたのでよろしく願いますよということで、もう工事代も全て決まっていて、をするのは、実際に川の中に入って工事する日程、放流日、解禁日などに合わせて、その前後を何とかしようね、という程度の話。工事そのものに対する話なんてなかなかないわけですね。「治水等河川工事の施行に支障を及ぼさないこと」という中味が、これが最高の罰則だってことになっているわけですので、どこがどうなっているんだろう。全く説明なしで工事業者がいきなり来て、よろしくと言われたときに、これじゃない工法をといてもほとんど取り入れてもらえない。もっと言うと、他では粗朶沈床だとか木工沈床、そういった工法を取り入れている。もう実験的にやっているんですね。そういうものもこちらの方から、できるんじゃないかなという思いで提案したくても、できない状況なんですね。そこらへんで、おかしくないのというの、時々あるんですけども。事前に工事発注する方の側で丁寧に対応していただ

ければ、コンクリートのだけのものじゃなくて自然との共生ですかね、粗朶沈床などは自然との共生の優位性には長けていますのでね。そういう面でのお話もできない。河川によって違うわけなんですけどね、だから尚更各漁協との対応が必要になってくる。そういうような話すらできないのが、今の長野県の現状なんです。それで、長野県の河川改修をこういうふうにやりますからという説明もなければ、何もなくて業者さんがいきなり来て、それでこうなっていますからよろしくという話だけになっている。それに対して違うんじゃないのという話をするのが、実はこの河川工事の施行に支障を及ぼすということになっているわけなんです。もし及ぼすとすれば、最高の罰則になってくるわけなんです。何か変だなと思ひまして。もう少し丁寧な説明責任を果たしてもらいたいと思ひますし、もし、私達も、持っている知恵といっちはなんですが、そういうものを提案ができるものなら提案もさせていただきたいですね。そのところをもう少し、地域ごとにも考えられるという面、協議会的なようなものも作っていく必要もあるんじゃないのかなと思ひますけどね。各単協だけで対応するというのが大変ならば地方事務所単位あるいは漁場単位あたりの単位で、それぞれのチームワーク、細かな連携をとる、常時とれるような態勢が必要なんじゃないかなと思ひますが、いかがでしょうか。

沖野会長 今、現状でいくと国管轄の大きなところでは河川法に環境が入って以来、漁協の要望などを入れて河川工事をするようになりましたよね。直接の工事に関係のないところもあるけれども、そういう考慮をされるようになったので、県の方の河川課でもそういうことを取り入れているかと思ひますが、水産の立場から協議をきちっと事前にするように申し入れはしておく必要があるかもしれません。はい、どうぞ。

片野委員 私、最初長野県に来た頃は、農具川なんかかなり木工沈床とかいろいろあって、長野県というのは非常に進んだ県だと思ひましたが、それからさっぱり何もしなくなりましたよね。千曲川のような大きな川でもそうですし、県が管轄する小さな川でも、魚への配慮が足りません。他の県では隠れ場所作りとか、護岸もただの一枚じゃなくて魚の隠れるところを作るとかが、当たり前になっているんだけど、長野県の川ではさっぱり見ません。何かやっていると、川岸に垂直に堤防みたいのを作ったりするじゃないですか。あれは川の流れを弱めるためのもので、その下流に10メートルくらいの深さの穴を掘っている。それは淵を作っているつもりなのかもしれないけど、2、3年で埋まってしまうことがある。川を階段状にしているのもありますよね。上田の依田川なんかそうなんですけどね。あれも川の流れを中央に寄せて、流れの激しい部分淵を作らないようにしているのかもしれないんですけど、魚に配慮したものではないし、あまりにひどいような気がします。だから魚に配慮した川作りを取り入れる仕組みがないんだと思ひます。今、近藤さんが言われたように、土木と水産あるいは一般市

民や、釣り人が話し合える場があつていいと思うんですよ。検討していただきたいですね。

沖野会長 はい、どうぞ。

藤森委員 3年ばかり前に国土交通省の河川局があつたじゃないですか。河川局の名前、変わりましたよね。河川環境管理局とか、そういう名前に変わったんです。今まで国が河川を考えると基本的には水利権とか水の問題は建設省の問題だという基本的な考え方でいたんだけど、そうではなくて、河川、湖沼を含めてですね、自然環境を大事にしなきゃいけないと大分見直されて、何年か前に河川局という名前を変えたんですね。国は相当そういうことに配慮して河川の管理を始めていると思うんですけども。長野県は国土交通省とは違う観点があるんで、長野県には浸透してないんじゃないかと思うんですよ。諏訪湖についても大分話を進めているんですけども、以前とは違った考え方なのでね、これではいかんとだいで建設事務所の皆さんには理解していただいています。特に県知事も含めて、生物多様性を考えようとなつてきていますので、各河川もどういうふうにするのが望ましいかと河川ごと、地区ごとに話を進めていくということが必要じゃないかなと思います。河川だとか湖沼については、治水も大事なんですけれども、もっと大事なことがあるよと、そういう時期にきています。そういうことも含めて、魚の住環境を考えていただくというのを委員会の提案でもいいので、出していただこうかな。そんなふうに思います。

沖野会長 今日のこの制限の中味、文章を変えろというよりは、河川管理をやっている部署に申し入れをするということは、建設部だつてある関係上できるはずですよ。その辺のところを事務局でも考えていただけますかね。天竜川は大々的な工事をしましたけれども、一応漁協の意見を入れて大きな石を入れて真ん中に渡すとか、私見た限りでは効果がないようですが。わかりませんが。一応そういうような声があればいろいろやってみるといふようなことはできるようになっていますので。これも県段階だと河川課になるでしょうか。内水面漁場管理委員会からそういうものに考慮してください、また意見を聞いてくださいという申し入れをしてみたらどうかと思うんですがいかがでしょうか。

事務局 今のご議論、議事録にも残りますので、その内容につきまして、きちっと河川課それから建設部の方へ私どもの方からお伝えをして、その中で少し事務的に進めさせていただく中で、今のご意見・ご要望の内容が一つでも二つでも前に進むようにさせていただければと思っております。

沖野会長 そんな形でよろしいでしょうか。今日の議題の漁業権の制限又は条件については、事務局の案のとおり変える。その辺のところはよろしいでしょうか。

桐生委員 一つだけ確認させてください。

沖野会長 はい、どうぞ。

桐生委員 文章が「治水等必要な」となっているんですけど、「治水等」の中には、普通に考えれば治水・利水それから環境になるから、これが入るんだなと思うんですけど、そういう理解でいいんですかね。他の県を見ると、山梨は「治水上」になってますし、茨城の場合は、“国又地方団体の行う河川工事に”なるし、河川工事の中味には触れていないんですが。どういう理解でよろしいですかね。

事務局 前回の資料に長野県の制限又は条件の推移をお付けしたんですけども、長野県におきましても、以前は「治水上必要な河川工事等に支障を及ぼさないこと」として治水だけに絞っていたんですけども、桐生委員のお話にありましたように、治水だけでなく、利水、環境等の工事についても支障を及ぼさないことということで(前回免許切替時の平成16年から)「等」というふうに変えております。

沖野会長 中味的には広がったということですね。よろしいですか。

桐生委員 はい。

沖野会長 ほかによろしいでしょうか。ご意見。ないようでしたら、3のところにある(1)と(2)を入れて(3)(4)は除くという形で、事務局の提案通りお認めいただけますでしょうか。

委員一同 はい。

沖野会長 それでは今お手持ちにある事務局原案のとおりでお願いします。

沖野会長 では続いてイの内容に移りますが、これは協議というより、ご説明いただいて次回諮問があった段階で協議いただきます。

事務局 次回正式に諮問をさせていただく事項ですが、今日の時点で原案をお示しいたしますので、ある程度、ご意見等、この機会に揉んでいただければということです。

事務局 （資料3の4ページ以降を説明）

沖野会長 有難うございました。今の件につきましてご意見・ご質問ございますか。これについては、今日決定するというものではありません。もし何か疑問点があったら次回でも結構ですが今あれば、はい、どうぞ。

藤森委員 白樺湖では、フナとニジマスはいいんですけれども、ブラックバス、オオクチバスだと思うんですけれども、これを釣らせていますよね。それは遊漁料を取っているような気がするんですけれども。それは別に問題ないですか。

事務局 こちらは区画漁業権になっておりまして、特段、ブラックバス釣りから遊漁料をとっても問題はありません。

沖野会長 他にいかがでしょうか。

事務局 すみません。訂正です。遊漁料ということではないです。（区画漁業権であり）共同漁業権の遊漁とは違います。釣りをすることに対してお金をとることは支障はありません。

沖野会長 魚種についてではない。

藤森委員 魚種は関係ないんだね。

沖野会長 釣りをすることに対して。はい、どうぞ。

近藤委員 今の説明だと誤解されますよ。ブラックバスでもお金とれるんだねとなったら、どこの河川だってやるよ。ただ単純に漁協がお金とればいいんですよというものじゃないと思っています。何らかの理由があるんだと思いますけどね。そうでないと変なものになってしまう。漁業権じゃないけれども、そこで、ブラックバスの釣りをするならば、漁協がお金とってもいいんですよと解釈されてしまうような話ですよ。ならば、みんなやるし。そうじゃないでしょ。何かの理由があるはずだと思うんですけどね。

事務局 すみません。区画漁業権は、河川・湖沼における共同漁業権とは全く別物ということで考えていただきたいと思います。区画漁業権は、公共用水面等において養殖業

をする権利です。白樺湖において釣りをすることにお金を徴収しているのは、湖の管理者(茅野市池の平土地改良区)が行っているものであり、漁業権とは別物と考えていただきたいと思います。

沖野会長 その点で誤解のないような形でわかりやすくしてもらうのがいいですね。次回諮問される時に中味について、もう一度確認してください。他にいかがでしょう。

桐生委員 先ほども、増殖指示量の変更に関連して、内共4号の犀川殖産さんが仮にもうアユをやめるんだということになると、内共4号は6つ漁協があるので、犀川殖産だけ、アユの増殖をしないということは可能なのでしょうか。

事務局 お話のありました内共第4号につきましては、6つの漁協がありますけれども、漁業権の魚種としましては、アユは含んでおりますけれども、一つの漁協さんがアユをやらない、そういったことは、遊漁規則、行使規則にその魚種を載せなければ定めることは可能です。

桐生委員 漁業計画の樹立についてのところで、共有漁業と分割条件、要するに、区域の中で複数の組合が漁業権を分割して管理するのはいかがなものかと書いてあるんだけど、これはどうですかね。

沖野会長 それはどこにあるんですかね。

事務局 資料4、19ページの3(4)になります。共有の場合ということで、「共有漁業権では、管理主体が不明確となり、管理意識が低下し、適正な漁場管理がなされないおそれがあるので、慎重に取り扱う必要がある。」そういったことのとおりです。ご質問ですけれども、これについては、水産庁の方では、その少し上、2「漁場の区域」というところで、「従来から「一河川一漁業権」を原則としており、漁場の区域は河川における増殖及び漁場の管理面から考えても河川全体とすることが原則である。」水産庁の方では、一つの河川では一つの漁業権にすべきだということなんですけれども、長野県においては、河川延長が長いとかそういったこともありまして、いくつか分割している部分がございます。そういった時の管理の注意点といったことで、理解しております。

沖野会長 他にご質問いかがでしょうか。それでは、この件につきましては、諮問があった段階でまた協議いただきます。
最後に4 その他、事務局の方から何か。

事務局 前回委員会におきまして、漁業権免許に関する説明会の開催のご要望がありましたけれども、資料 4 のとおり地方事務所を通じまして、各漁協に通知し、2 枚目以降の資料に基づきまして、先週の 13 日に松本で、明日 20 日長野で説明会を開催させていただきますので、ご報告いたします。資料の内容について詳細は省略させていただきますが、前回(委員会)の宿題というか、水産庁に確認するよにということがございましたので、その内容につきまして、お話させていただきます。

前回委員会でお示しました漁場計画の樹立についての水産庁からの通知の概要の中になりますけれども、在来種の繁殖保護について、「遺伝的多様性を維持した増殖を推進するとの観点から、当該河川等における在来種の繁殖保護に留意すること」とありますけれども、2 点問題点が提示されまして、1 点目につきましては、前段の「遺伝的多様性を維持した増殖」の「増殖」とは、漁業権魚種の増殖のことか、それ以外の魚種を含むかということです。これについては、水産庁に確認したところ、「漁業権魚種の増殖」とのことです。2 点目につきましては、後段の「在来種の繁殖保護に留意すること」の「在来種」が漁業権魚種のことなのか、漁業権魚種以外を含む在来種なのか、という点です。これにつきましては、「漁業権魚種以外を含む在来種」と、回答がありました。つまり、「遺伝的多様性を維持した漁業権魚種の増殖を推進するとの観点から、当該河川等における漁業権魚種以外の魚を含む在来種の繁殖保護に留意すること。」ということになります。前回水産庁に確認することとされた事項については以上のとおりです。

沖野会長 今日の協議事項は 3 つで、「コイの持ち出し禁止指示」、「増殖指示量の変更について」、それから「漁業権免許の内容についての制限又は条件」は原案通り承認、3 のイ、漁業権免許の内容等の事前決定については原案を示していただいて、次回諮問があった段階で協議します。以上で事務局の提案事項は終わりました。ご出席の方、何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

竹原委員 今回のことと直接は関わりがないと思うんですけれども、あちこちで、先程の犀川殖産もそうなんです、組合員の人数がどんどん減っているというお話なんですけれども、長野県全体で組合員の減少の傾向があるんでしょうか。多分漁業だけでなく農業なんかでもどんどん高齢化して行って携わる人が少なくなる傾向なんです、そうなりますと、漁協を維持していくのもいろいろ大変になってくると思うんですが、そこら辺のところの対策といいますか、そんなようなことをどういうふうになさっているのか、ちょっと伺わせていただきたいと思います。

藤森委員 諏訪湖漁協の話させていただきます。諏訪湖漁協では、組合員が激減をして

おります。激減している理由は、魚が捕れなくなったということが一番大きな原因です。今から70~80年前は、年間1,000トンくらいの魚介類を捕ったんですが、今は20トンです。ということは、50分の1の漁獲量になったのですね。漁業をして生活をしてきた人たちが、漁業ではもう生活できないということで、どんどん組合から抜けていくという状況になりました。ただ、ここで、県も漁獲量の増大に努めるという話をさせていただいておりますので、今20トンのものが、200トン、10倍に戻れば、組合も10倍の組合員を賄えるわけですよ。そんなような形で漁獲量が増えれば、それで生活ができる人たちも増えてくる。そういうふうに思いますので、県も力いれてやっていただけるようになっていきますので、おそらく諏訪湖の組合員の数は増えていくと思います。実はそういう動きが諏訪湖の方であるというのを察知して、諏訪湖で漁をしたいという人が何人か出てきまして、今年、去年は年間で10人くらいずつ(組合に)入っています。ただ辞めていく人もいるものですから、少なくなる方が多いのですが、漁獲量が増えてくれば必ず組合員も増えてきます。河川とはちょっと違いますけど。

沖野会長 では近藤さん。

近藤委員 湖と川は決定的に違っているんだということだけ先に知っていてほしいと思うんですけどね。漁業法そのものもそうなんですが、歴史的にみても、地先という考え方なんです。海水面と同じでこういう湾がある、湾の近所に住んでいる、農業をやっている皆さん方に、目の前にある漁場はあなた方のものですよという、こういうことと同じですよ、湖の場合はね。地先っていうものが働くんですが、河川はそういうわけじゃなくて流域となって、違っているんですね。このへんが河川維持の難しいところで、昔からあったんですね。最近の話というか、このところ10年ぐらいなんですが、2つの理由があるのですが、一つは組合員の完全な高齢化ではっきりしているんですね。全国で大体平均毎年1万人の組合員が減っています。今、全国で30万人を割りました。28万人、29万人までいっているかどうか。長野県の場合も音を立てて減っています。つい最近まで3万5千人だったんですけども、ぼつぼつ3万人を割るかもしれない。歯止めがきかないくらい高齢化になってきているのが大きな問題かと思います。魚が捕れないだけではなくて、遊漁料という問題もありまして、川をレジャーの対象とする若者も川離れしてしまっていて、構造的に減ってきている。アユが捕れないとか魚が捕れないこともあるでしょうけれども、出かけてこなくなっている。出かけている場合には、てっとり早く捕れる所へ行く。例えば北陸の方へ行くと、能生川にしろ、川はいっぱいあるわけですが、海辺ですぐ入って捕れるんですね。そういうのと全く違う条件があるという面がある。アユだけじゃありませんけれども、山の中に捕りに行く人が少なくなっている。構造的なものなのかなと思っております。そういう中でおっしゃるような今後どういうふうに河川漁業を維持していくのかなと思いますけれども、

今のところ、正直言って、うまいカンフル剤はないと思っています。そこに更に魚が捕れなくなった原因の一つに外来魚や、カワウの被害がある。魚がいなくなればカワウもいなくなる。つまり逆に言うと、カワウがそこにいないということは、魚がいないと言ってもいいくらいなんです。だからもう、構造的なものなのかもしれない。そういう中で、指示量だけは何が何でも守らなければならない。義務放流なんですから放流しなければならない。そこらへんのところで負担がかかってしまっているのは間違いない。組合員は少なくなっている。今各単協で黒字のところは少なくなってきた。赤字スレスレで先輩たちの資産を取り崩しながら営業している。それが実態です。特にアユ漁については惨憺たるものになってきている。これは川そのものがアユに適さない川になってきているかもしれない。川的环境そのものがアユに嫌われているようになってきている可能性があります。そういうことで、これはお願いしたいわけなんですけれども、アユから嫌われている川になっているんだよ、漁業そのものではなくて、川的环境そのものが変わった。これはやっぱり県あるいは国で、川的环境について、かつてのような清流を取り戻すというような地道なところから始めていかないと、今のままいって義務放流ですよという流れのままで河川漁業が推移していくとするならば、遠からず大変な時代がくるかもしれないという危機感を持っています。そんな状況ですけどね。今、天竜川にしても千曲川にしてもさまざまな課題を抱えていると思っています。アユに嫌われてしまう川になりかかっているような現実にありますので、よろしくお願いします。

沖野会長 そういう状況なんですね。竹原さん、何か。よろしいですか。はい、片野さん。

片野委員 今、うちの増養殖研究所の方で、漁協が活性化しないと漁業も遊漁も全てうまくいかなくなるということで、漁協の研究をやっているんですよ。全国の漁協の収支の状況とか経営の様子を見てみますと、確かに経営は非常に厳しくて、問題なんですけれども、ものすごく儲かっているところもあるんですね。基本的に湖沼の方は健全な組合が多いですね。青森県のシジミがあるところは漁獲高が非常に大きかった。河川漁業で言いますと、基本的に放流アユに依存しているところは軒並み悪化しています。天然アユが上ってくるところ、しかも自然環境がいいところ、しかも自然環境がいいところ、具体的には神通川や長良川の漁協は毎年黒字です。あと溪流釣りが中心のところ、サケ・マス類中心のところもいい。それでどうしたらいいということですが、一つは漁協の方の改革、例えば若い人を入れてできるだけ新しいことにトライすることというようなことが大事です。もう一つは環境を改善することも必要です。千曲川のアユについては多くの問題があります。冷水病の発生という問題に加えて、と去年くらいからイクタルリという病気が出てきて、これは高温で出るんです。冷水病は低温で出て、イクタルリは高温で出るんです。これに罹ると釣れなくなると言われ

ています。それから、水が濁るという問題が前からあるんですね。台風などによって大雨が続くと、その後長期間水が濁ってアユに影響を与える。それから火山性の酸性の水が千曲川に流入してアユを減らす可能性もある。対策としては、本流より支流で勝負する方法がありますが、それがなかなかできないんです。非常に厳しいのですが、そういうこともいろいろわかってきました。

近藤委員 これが一番大事なことなのかもしれないんですが、あまり話してもどうにもならないんですが、実は内水面の生産額の統計の取り方が変わったんですね。17年から変わったんですが、遊漁は統計の調査から外れちゃっているんですね。16年以前からこの10年間単純に数字だけ比較すると、2分の1になっているんですよ。内水面の生産額です。内水面産業としてみたときに、内水面はもう産業として成り立たなくなっているんですね。内水面が成り立たなくなってきた、今、数字だけで追っかけていますが、農水省にしても内水面の産業は非常に小さな産業としかみられていない。そもそも内水面の漁協が苦労しているのは実は環境なんですね。もっと自然豊かなそういう環境に戻らなければ、魚も元に戻ってこないんですけど。全国どこでもそんなんですけども、河川的环境が非常に悪くなってきている。これ森林にも関係するわけですね。だから漁協だけでなく、総合的な環境問題として河川をみていくしかない。当然、海とも連動するわけですけど、そういう方向に目を向けていかないと、単にお金だけでみていくとどうにもならない状況になる。そういうことで、総合的な視点で漁協をみていく必要があるかもしれない時代にきているんだろうと思います。これは全内(全国内水面漁業協同組合連合会)の方でも方向転換しないといけないんじゃないかなと議論をしていますが。環境としてどう見ていくか、総合行政としてどう見ていくかという視点が必要になりますが、やはり行政の方にそういう視点がないといけないということも言われています。単に数字だけをおっかけていたんでは、内水面漁業は、漁業権なんか要らないよということになりかねない。そんなことも今はできたなと思います。

沖野会長 はい、どうも有難うございました。内水面漁場管理委員会はこれで終わりにさせていただきます。事務局にお返しします。

事務局 ご審議ありがとうございました。これにて閉会させていただきます。次回は来年度6月か7月に開催する予定です。

議事録署名委員 片野 修 ⑩

議事録署名委員 藤森 寛治 ⑩